

# 城山憲法九条の会ニュース

再び戦争はしない  
被爆者はつくりたくない  
日本国憲法を守ろう

事務局 長崎市油木町 28-32 園田鉄美方 電話 (FAX 兼用) 095-845-5400

## 憲法講演会を開催

### 活水女子大・渡邊弘准教授が講演

城山憲法九条の会は、六月二十二日、城山カトリック教会信徒会館において「Love憲法九条講演会」を開催し、四十人が参加しました。講演に先立って、被爆者で会の代表世話人である下平作江さんが開会の挨拶に立ち、自らの被爆体験にふれて二度と戦争をしてはならない、被爆者をつくってはならない、そのためには憲法九条を守りましょうと述べました。



続いて、講師の渡邊弘准教授が、自民党の改憲案をテーマに、『改憲』と『壊憲』— 憲法を変えるとはどういうことか』と題して講演しました。(以下、講演要旨、見出しは事務局)

自民党の憲法改正案を考えると、二つのキーワード「憲法を壊す」と「一方通行の改憲」がある。日本国憲法は制定後一度も改定されていないが、憲法の本旨を実現しようという人たちと逆方向に持って行こうという人たちのせめぎ合いが続いている。

### 運動が憲法を本物にする

改憲反対の人たちは憲法制定以降、様々な成果を上げてきている。生存権を規定している憲法二十五条について、制定当初は、「将来こうなったらいいね」程度にしか考えられていなかった。しかし、朝日裁判（肺結核で入院し生活保護を受けていた朝日茂さんが、弟さんから若

干の援助を受けたことで、生活保護費が削減されたが、朝日さんは生活できないとして生活保護基準の低さを問題にして国を訴えたもの）が闘われる中で支援が広がり、全国的な裁判闘争になった。まさに裁判と運動が国民の権利を引き上げていった。憲法学者奥平康弘氏は「憲法を生かそうとする国民、市民の運動、力が憲法を本物にする」と述べている。

### 憲法を壊す動きについて

しかし最近の動きは逆で、「憲法を壊す」ものになっている。お笑い芸人の親が生活保護を受けていたことを契機に、生活保護基準の引き下げの動きが強まり、押し戻されてきている。憲法は一字たりとも変わっていないが、この二十数年みると憲法を壊す動きが強まっている。

憲法二十三條「学問の自由」、憲法二十五條「教育を受ける権利」では、国は学校をつくり、教育費を援助し、図書館、公民館などを充実させるが、教育内容には介入しないとされている。しかし、日本の教育制度、施設などはまだ遅れている。例えば奨学金制度一つみても、欧米では奨学金を貰っても返さないのが当たり前で、それに比べて日本は貧弱なものである。

こうした中で二〇〇六年、教育基本法の改定



により、学習指導要領が強制されるようになり、教育振興計画は内閣が作り、国会の承認も受けなくてもよいことになった。まさに教育は時の政権に握られるようになってきている。この逆行に歯止めを

掛け、憲法の原点にかえれという運動が必要である。

### 一方通行の改憲

現憲法が「いつさいの表現の自由」として強調している表現の自由が、「公の秩序に反しない限り」という制限つきの自由に変えられようとしている。「公の秩序」を判断するのは時の政権である。これが通れば民主主義の根幹が壊れ、元に戻そうとしても「公の秩序」を理由に戻せなくなる。

総理大臣による非常事態宣言の規定を導入しようとしているが、これも政権党の判断で宣告することができることになり、反対するものは取り締まることが出来ることになる。本来憲法とは権力を制限するものであるが、自民党案では憲法が国民の基本的人権を制限してしま

う。自民党案が通れば民主主義を元に戻そうとしても不可能になる。これが「一方通行の改憲」ということである。

自民党案では、集団的自衛権も含まれており、例えばアメリカがおこなう戦争にどこまでつきあうのかの制限もなく、戦争ができる国に変えるものである。

### 権力をしぼるのが憲法

国家権力をしぼるのが憲法だが、権力の中心である軍隊をしぼることについて、これまで世界の国々は、軍人でない者を指揮官に据えろとか、戦争しないという規定をつくるなど苦心してきた。しかし、それでも先の大戦が示すように、戦争を防ぎ、軍隊を（以下、裏面へ続く）



コントロールすることが出来なかった。

その教訓を踏まえ、軍隊を持たないと規定したのが日本国憲法である。平和主義という点で日本国憲法と国連憲章は似ているが、国連憲章では軍隊を持つことは否定されていない。その意味で、日本国憲法の平和主義は世界の中でも先進的なものである。

戦前、朝日を始め、全てのマスコミが戦争推進の旗を振った。今日、読売は自民党とほぼ同じ改憲案を提案、産経はもつとひどい改憲案を提案しており、それらは自民党案をよりましにさえ見せる役割を果たしている。またマスコミのアンケートでは、具体的に憲法のどこを改正するのかを明確にしないまま、「憲法改正は必要と思うか」と聞いている。現実には憲法九条や九十六条の改定には反対が多数をしめており、漠然と改正の賛否を問うのは意図的でさえある。

講演の後、渡邊氏は、自衛隊を容認する立場という参加者からの質問にも丁寧な答えるなど、憲法問題が重要な課題になる参議院選挙を前にして、有意義な学習の場となりました。また、氏は憲法問題を考えるための参考文献を紹介し、私たちの身近なところで憲法について大いに学び、論じ合う場や機会をつくることが大切であると結びました。

最後に、代表世話人の山口秀樹さんが閉会の挨拶を行うとともに、会の活動資金の募金を訴え、閉会しました。



## 『アフリカの青い空』

青年海外協力隊として二年間を過ごした  
マラウィ共和国の魅力と、最近の様子を数回  
に分けてご紹介します。

楠田昌子（世話人）

二十数年前のこと、東アフリカの最貧国マラウィへ向かう機上、未知の国への期待と不安を胸に、夕日に輝く美しい雲海を眺めていたことを思い出す。今のようにテレビが世界の隅々までを映し出すことのなかった時代、アフリカでの生活を思い浮かべることが難しく、様々な病気への心配も大きかった。

国際空港とは名ばかりの、小さな空港に到着したのはすでに夕方、暗がりの中バスに揺られて宿泊所へ到着。旅の疲れを流そうと入ったシャワー室では、いきなりマラウィを媒介する悪名高きハマダラ蚊の歓迎を受ける。必死で叩き潰し、超特急でシャワーを浴びる。これからどうなるのだろうか……。

翌朝、蚊取り線香の煙にいぶされた身体を起こし、一歩外へ踏み出した途端言葉も失った。アカシヤ、ブーゲンビリアといった色とりどりの花が街中に咲き乱れ、頭の上にはかつて見たこともないくらい大きく真っ青な青空が広がっている。まさに樂園！この瞬間から、アフリカの大自然に魅了された。刻々と色が移り変わる夕焼け空の大パノラマ、遠くから近付いてくるのが見える雨とその匂い……。



もう一つの魅力は、モノがないこと。生活必需品の最小限を知る経験になった。モノを所有しないとは解放される。

モノに執着するエネルギーをもっと大切なことにシフトできる。広い大地と空を眺めながらポーツと過ごしたり、食事を囲んで友人と会話を楽しんだり……ゆったりと流れる時間になる。おまけにモノがないとゴミも出ない。良いことづくめである。

ある家族の引越越し風景が心に残っている。荷物は各自風呂敷数包み一つを持っていただけ。なんて身軽なんだろう！所有という意識が薄いこと、家族・親せき・集落の助け合いが当たり前にあるからなのかもしれない。

### 編集後記

猛暑のなか闘われた参院選は、改憲を主張する勢力が参院の三分の二に迫る残念な結果となりました。しかし、今からが、再び戦争をしない、平和を守ろうと微力ながらも活動をすすめてきた城山憲法九条の会の存在価値を真に示す時です。今後、確実に進められるであろう憲法九六条や九条の改定を目論む政治の動きに対して、その危険性をより分かりやすく、より多くの人々に知らせることがますます重要になってきます。今こそ絆一つに！

